

議案第 7 号

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 28 年 2 月 22 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

箱根町の今後の町政運営や各種施策推進を確実に実行するため、行財政改革をさらに推進する必要がある、その財源確保策として町長等が自ら身を削るとの判断により、給与の削減措置を講ずることとしたため、現行条例の一部を改正する必要がある、本条例案を提出するものである。

特別職の職員の給与に関する条例及び教育長の給与その他の勤務
条件に関する条例の一部を改正する条例

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 特別職の職員の給与に関する条例（昭和 31 年箱根町条例第 12 号）の
一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(給料月額に関する特例措置)

12 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの給料月額は、第 3 条
の規定にかかわらず、同条の規定による額に 100 分の 90 を乗じて得た額
とする。

(教育長の給与その他の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与その他の勤務条件に関する条例(昭和 31 年箱根町条例第
9 号)の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

(給料月額に関する特例措置)

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの給料月額は、第 2 条第
1 項の規定にかかわらず、同項の規定による額に 100 分の 90 を乗じて得た
額とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。